

令和5年第3回

# 茅ヶ崎市議会定例会議会議案

令和5年9月21日提出

目 次

議会議案第 9 号	保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書 -----	1
議会議案第 10 号	神奈川県立茅ヶ崎北陵高等学校の存続と市内での早期新築移転を 求める意見書 -----	5
議会議案第 11 号	ガソリン等の価格の高騰から国民生活及び社会経済を守るための 施策を講ずることを求める意見書 -----	8

保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書

上記議案を別紙のとおり茅ヶ崎市議会会議規則第16条の規定により提出する。

令和5年9月12日

茅ヶ崎市議会議長

岸 正 明 様

提出者 茅ヶ崎市議会議員 水本 定弘

賛成者 茅ヶ崎市議会議員 藤村 優佳理

同 吉川 ひかり

同 金子 遥

同 木山 耕治

同 伊藤 素明

同 菊池 雅介

(提案理由)

保育所等保育施設の職員配置基準改善を求めるため

## 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書

子どもは、他の何ものにも代えることのできない大切な存在である。しかし、近年、公立・私立に関わらず保育施設において、子どもの尊い命が失われるという事態が生じている。もはや子どもの命と安全が危機的な状況にあると言わざるを得ない。

保育施設での重大事故は、保育士や事務職員等の人員不足が大きな原因であることは明らかである。

保育施設の職員配置基準は長い間見直しがされておらず、特に4～5歳児は保育士一人につき30人とされており、国際的に比較しても低い水準のままである。また、多くの自治体で独自の配置基準を設け人員を配置しているが、その分に関わる財源はすべて現場任せとなっている仕組み自体も問題である。

保育士の平均月給は全産業平均より低く、責任と見合わない処遇から離職や新規採用者が集まらず人員不足が一層深刻化している。

子どもたちの安全を第一に、保育の質の維持・向上に努めている保育士の離職防止と人材確保に向け適切な配置基準への改善と必要な財源確保を要望する。

- 1 保育士の保育士施設配置基準をアメリカ、イギリス、フランス、ドイツ並みの配置基準に引き上げ、保育士の増員を図ること。
- 2 保育施設・学童保育施設等職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化及び雇用安定を促すための支援策を講じること。
- 3 公定価格を引き上げ、保育職場で働くすべての職員の処遇改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）

あて

茅ヶ崎市議会

神奈川県立茅ヶ崎北陵高等学校の存続と市内での早期新築移転を  
求める意見書

上記議案を別紙のとおり茅ヶ崎市議会会議規則第16条の規定により提出する。

令和5年9月12日

茅ヶ崎市議会議長

岸 正 明 様

提出者 茅ヶ崎市議会議員 水本 定弘

賛成者 茅ヶ崎市議会議員 菊池 雅介

同 吉川 ひかり

同 木山 耕治

同 金子 遥

同 伊藤 素明

(提案理由)

神奈川県立茅ヶ崎北陵高等学校の存続と市内での早期新築移転を求めるため



## 神奈川県立茅ヶ崎北陵高等学校の存続と市内での早期新築移転を 求める意見書

神奈川県立茅ヶ崎北陵高等学校がプレハブ造臨時校舎の利用を開始して17年が経過しており、一刻も早い教育環境の整備が求められている。

また、同校敷地内で発見され、2015年に国の史跡に指定された下寺尾官衙遺跡群保存活用計画の進捗も遅れている。平成30年に本市より「神奈川県立茅ヶ崎北陵高等学校の存続と市内での早期新築移転を求める意見書」を提出してから、5年が経過しているが、進展がないままである。

また、神奈川県は、既存の神奈川県立高等学校を統廃合する計画を進めており、北陵高等学校の移転はおろか存続さえも危ぶまれている状況にあり、本市の宝である同校の行く末に不安を抱いている。事態の進展を願う同校生徒及び保護者・卒業生・地域住民、その他関係者の思いを汲み、神奈川県立茅ヶ崎北陵高等学校の存続と同校の市内での早期新築移転を実現されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月 日

神奈川県知事 へ

茅ヶ崎市議会

ガソリン等の価格の高騰から国民生活及び社会経済を守るための施策を講ずることを求める意見書

上記議案を別紙のとおり茅ヶ崎市議会会議規則第16条の規定により提出する。

令和5年9月21日

茅ヶ崎市議会議長  
岸 正 明 様

提出者 茅ヶ崎市議会議員 菊池 雅介

賛成者 茅ヶ崎市議会議員 水島 誠司

同 新倉 真二

同 滝口 友美

同 榎木 太郎

同 早川 仁美

同 花田 慎

(提案理由)

ガソリン等の価格の高騰から国民生活及び社会経済を守るため

ガソリン等の価格の高騰から国民生活及び社会経済を守るための  
施策を講ずることを求める意見書

長期化するウクライナ情勢の影響等による原油価格高騰が進み、レギュラーガソリン価格は170円から180円/ℓを超えることが日常的になっている。新型コロナウイルス感染症の影響で国民生活及び経済活動は激しく疲弊しており、追い打ちをかけるようなガソリン価格高騰の悪影響は計り知れない。

既に緊急避難的にガソリン・軽油・灯油・重油を対象とする補助金の支給上限を最大25円に拡充し継続して対応をしているが、依然小売価格の高騰を抑えられていない状態である。

租税特別措置法等には、ガソリンの平均価格が3か月連続で160円を上回った場合、揮発油税・地方揮発油税と軽油引取税の当分の間の税率を停止し、本則税率に戻ることができる、いわゆるトリガー条項が規定されている。

エネルギー価格の高騰から国民生活や社会経済を守るために、国民一人ひとりの目線に立って、特例税率の在り方についての協議及び現状では発動が停止されている揮発油税等のトリガー条項を発動させることができるようにすべきである。

よって国におかれては、次の各事項について実現されるよう強く要望する。

- 1 ガソリンの価格高騰時における揮発油税等のトリガー条項の発動停止規定の削除等を検討すること。
- 2 トリガー条項の発動停止規定を削除する際は、灯油・重油も対象に含めること。
- 3 揮発油税等のトリガー条項の発動により発生する税収減に対し、増税等国民へ更なる負担を求めないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 あて  
総務大臣  
財務大臣  
経済産業大臣

茅ヶ崎市議会